

第60回 広島・香川連合海区
漁業調整委員会議事録

令和4年2月10日（木）

第60回 広島・香川連合海区漁業調整委員会議事録

1 開催日時 令和4年2月10日(水)午後2時6分から午後2時38分

2 開催場所 広島県広島市中区基町10-52
広島海区漁業調整委員会委員室

香川海区 香川県高松市番町4-1-10

参集場所 香川県庁12階第6、7会議室(Web参加)

3 委員総数及び出席委員数

委員総数 12名

出席委員数 11名

4 出席委員

【香川海区】

委員 北尾 登史郎
委員 山口 豊
委員 岩田 英行
委員 嶋野 勝路
委員 松本 悟

【広島海区】

委員 北田 國一
委員 高橋 勝盛
委員 濱松 照行
委員 箱崎 照男
委員 樋口 元武
委員 山田 正通

5 関係出席者

【広島海区】

農林水産局水産課

課長 木村 淳

(事務局長兼務)

主査 小川 憲太

東部農林水産事務所水産課

課長 横山 憲之

海区委員会事務局

次長 山根 康幸

主査 三浦 健太郎

【香川海区】

農政水産部水産課

課長 柏山 浩史

(事務局長兼務)

副主幹 龍満 直起

海区委員会事務局

主 任 益井 敏光
次 長 大山 憲一
書 記 中山 博志

6 傍聴者
なし

7 付議事項及びその結果

第1号議案 会長・会長代理の互選について

(結果) 会長に広島海区の北田会長、会長代理に香川海区の北尾会長が互選された。

第2号議案 広島・香川連合海区漁業調整委員会規程の改正について

(結果) 原案どおり決定した。

第3号議案 令和4年度における各種漁業の入会調整について

(結果) 原案どおり決定した。

8 議事の概要

山根次長（広島海区）

定刻を過ぎましたが、第60回広島・香川連合海区漁業調整委員会を開会いたします。私は、事務局を務めます広島海区漁業調整委員会事務局の山根と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

昨年4月に各県の漁業調整委員会委員の改選があり、本日の本連合海区委員会には、第22期の新たな委員にご出席いただいております。

また、本日は広島県庁の広島海区漁業調整委員会委員室を会場とし、各委員がインターネットにより出席されているという形式となっております。

なお、本委員会の会議の議長は会長が務めることになっておりますが、今回の委員会は改選後初めての会議のため、会長・会長代理が決まっておりません。そこで、会長・会長代理が決定するまでの議事進行は、双方の事務局が協議の上、広島海区漁業調整委員会事務局が担当させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、本委員会の委員定数は委員会規程第3条の規定によりまして12名でございます。本日は11名の委員さんがご出席でございますので、委員会規程第7条の規定により、委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、開会にあたりまして、両県からご挨拶を頂戴したいと思います。はじめ

に、開催県であります広島県水産課の木村様からお願いします。

木村課長（広島県水産課）

広島県水産課の木村でございます。広島・香川連合海区漁業調整委員会が開催されるにあたり、開催県といたしまして、一言ご挨拶を申し上げます。ご出席の委員の皆様方には、日頃から漁業調整をはじめ、水産業の振興にご尽力されていることに対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日は、2年ぶりの連合海区委員会の開催でございますが、残念ながら新型コロナウイルスの感染拡大という状況にあり、本委員会初のウェブ会議というかたちでの開催となりました。香川県の委員の皆様、県及び事務局の方々には、このような中、またお忙しい中、ご出席くださり感謝申し上げます。

さて、本県におきましては、漁船漁業の経営安定を図るための施策を講じており、地域の核となる魚種の種苗放流とともに、増殖場の造成や、本年度から海底耕うんを行っております。広島県東部海域においては、カキやワカメの養殖を推進し、漁船漁業の一助となるよう指導などの取り組みを行っております。

しかしながら、漁獲量の減少に加え、2年以上続くコロナ禍による魚価の低迷と、燃油の高騰など、その経営は厳しさが増しております。

こうした中、県内の漁場が非常に狭隘である本県の漁業者にとりまして、香川県の漁場は非常に重要であり、特にカタクチイワシの資源の回復が望まれるところです。これまで香川県の関係者の皆様方のご理解を頂く中で、多くの本県漁業者を受け入れていただいていることにつきまして、深くお礼申し上げる次第でございます。

今後とも円満な入漁調整のため、漁業秩序の維持と関係法令の遵守を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

最後になりますが、本日の入漁協定が円満に締結できますようお願いするとともに、コロナの感染が早く終息し、来年は皆様方と元気にお会いできることを心から祈念しまして、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

山根次長（広島海区）

ありがとうございました。続きまして、香川県水産課の柏山様からお願いします。

柏山課長（香川県水産課）

香川県水産課の柏山でございます。本日は両海区の委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、また新型コロナウイルス感染症が拡大している中、本日はご出席いただきまして誠にありがとうございます。両海区の委員の皆様方におかれましては、日頃より漁業調整はもとより、水産振興全般にご尽力されておりますこと、心からお礼申し上げたいと思います。

さて、広島・香川連合海区漁業調整委員会でございますけれども、今回は第60回

ということで、半世紀を超える両県の入会をご議論いただいた場と認識しており、両県漁業者の円満な操業、またその時々漁業の状況を踏まえた中で、現在まで漁業調整が図られてきたものと思っております。今後とも漁業者の操業の確保は大変重要と考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、漁業法が大幅に改正され令和2年12月から施行されましたが、その中でも新たな資源管理としてTAC魚種を瀬戸内海にも広げるべく検討が行われ始めたところでございます。先ほども話にありましたカタクチイワシについても候補になっているということで、皆様方には資源管理や経営安定の取り組みにご指導、ご鞭撻を頂くことが肝要と思っておりますので、よろしくお願いいたします。

結びにあたりまして、本日の協定が無事に締結されることを祈念するとともに、両県漁業者の大漁また安全操業を祈念いたしまして、簡単ではありますが挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

山根次長（広島海区）

ありがとうございました。本日は、改選後初の委員会でございますので、委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと存じます。では、お配りしています名簿の順に広島海区から自己紹介をお願いします。

（各委員の自己紹介）

山根次長（広島海区）

続きまして、香川海区から自己紹介をお願いします。

（各委員の自己紹介）

山根次長（広島海区）

ありがとうございました。なお、本日出席の両県行政及び事務局の職員につきましては、名簿によって紹介に代えさせていただきます。

それでは、議事に入ります前に、議事録署名人の指名をしたいと思っております。議事録署名人については、委員会規程第12条の規定により議長が指名することになっておりますが、改選後初の委員会であり、議長が決まっておりませんので、本委員会に限り事務局から指名したいと思っておりますがよろしいでしょうか。

賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

委員一同（広島・香川海区）

（全員挙手）

山根次長（広島海区）

ありがとうございます。それでは、議事録署名人については、香川海区の山口委員、広島海区の高橋委員をお願いいたします。

両委員

（了承）

山根次長（広島海区）

それでは議事に入ります。第1号議案「会長・会長代理の互選について」を上程いたします。お手元の議案書の1頁をお開きください。本委員会規程の抜粋でございます。委員会規程第4条第2項の規定により、会長・会長代理は委員が互選することとなっておりますが、慣例によりますと、前半の2年間は広島海区の代表者が会長を、香川海区の代表者が会長代理を務め、後半の2年間はこれを交代して務めるということとなっております。今期におきましても、これまでの慣例に従い、会長・会長代理を選出してはどうかと思いますが、よろしいでしょうか。

賛成の方は、挙手をお願いいたします。

委員一同（広島・香川海区）

（挙手）

山根次長（広島海区）

ありがとうございます。それでは、慣例どおり前半の2年間は、会長は広島海区の代表者、会長代理は香川海区の代表者が、そして後半の2年間はこれを交代することに決定いたします。

では、まず広島海区から代表者の選出をお願いします。

高橋委員（広島海区）

広島海区では、当海区の会長である北田会長を推薦することとしております。

山根次長（広島海区）

広島海区は北田委員を推薦ということでございますが、では香川海区はいかがでしょう。

山口委員（香川海区）

香川海区は、北尾委員を推薦します。

山根次長（広島海区）

ありがとうございました。ただいま、会長に北田委員、会長代理に北尾委員とのご推薦がありましたが、よろしいでしょうか。ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。

委員一同（広島・香川海区）

（挙手）

山根次長（広島海区）

ありがとうございました。委員の皆様方のご賛同をいただきましたので、令和3年度及び4年度の2年間の会長は広島海区の北田委員、会長代理は香川海区の北尾委員に決定いたしました。

また、連合委員会の事務局は、委員会規程第2条により会長の属する海区に置くこととなっておりますので、令和3年度及び4年度は広島海区事務局となりますことを

申し上げます。

では、会長が決定しましたので、北田会長に議事の進行をお願いします。

北田議長（広島海区）

皆さまこんにちは。北田でございます。ただいまご承認をいただき、前半の2年間会長を務めさせていただきます。重責ではございますが、精いっぱい務めさせていただきますので、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、北尾会長代理様からもご挨拶をお願いいたします。

北尾会長代理（香川海区）

ただいま、会長代理ということで選出いただきました、香川の北尾でございます。これから2年間、北田会長様をお支えして精いっぱい務めさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

北田議長（広島海区）

ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。第2号議案「広島・香川連合海区漁業調整委員会規程の改正について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

山根次長（広島海区）

議案書の2頁をご覧ください。このたび改正しようとする規程の新旧対照表でございます。改正する事項は2つございまして、1つ目は本日の委員会のように、ウェブ会議によることができるよう明記すること、2つ目は改正漁業法で規定されました、連合海区委員会の議事録を公表することについてでございます。

まず、ウェブ会議で委員会を開催することについては、規程第6条に第4項を新設し、「委員は、会長が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。」という規定を設ける案としております。

もう一つの議事録の公表につきましては、第13条を改正し、「広島海区漁業調整委員会及び香川海区漁業調整委員会は、第11条の議事録をインターネットの利用その他の適切な方法により公表する。」という案にしております。

また、施行は本日、令和4年2月10日からとしております。

議案書の3、4ページは、改正後の規程全文の案をつけております。また、5ページには議事録を公表する根拠となる漁業法の該当規定を示しております。

ご説明は以上でございます。委員会規程の改正について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

北田議長（広島海区）

それでは、審議に入ります。ただいまの説明について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。なお、発言される方は所属海区と氏名を告げてから発言してください。

北田議長（広島海区）

皆さん、ご意見はありませんか。

（「ありません」の発言あり）

北田議長（広島海区）

無いようであれば、採決に入りたいと思います。

では、第2号議案について、原案のとおり改正することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員一同（広島・香川海区）

（全員挙手）

北田議長（広島海区）

全員賛成ということですので、第2号議案「広島・香川連合海区漁業調整委員会規程の改正について」は、原案のとおり改正することといたします。

北田議長（広島海区）

続いて、第3号議案に移ります。「令和4年度における各種漁業の入会調整について」を上程します。まずは、広島海区から入漁希望について説明してください。

三浦主査（広島海区）

広島海区事務局の三浦と申します。よろしく申し上げます。それでは、議案書の6頁をご覧ください。令和4年度の広島海区から香川海区への入漁希望についてご説明いたします。表の左から漁業種類、統数、漁業時期、操業区域、漁協名について、上から順にご説明いたします。まず、瀬戸内海機船船びき網でございます。統数は10統、漁業時期は7月1日から12月31日まで、操業区域は大浜防波堤から大股島山頂見通し線と大飛島南端から伊吹島北端見通し線とによってはさまれた北西の海面でございます。入漁を希望する漁協は走島です。なお、備考欄に記載のとおり、入漁操業時には香川県の指定する標識を掲げることが、条件として定められております。次に、さごし巾着網でございます。統数は7統、漁業時期は6月1日から7月31日まで、操業区域は先ほどの瀬戸内海機船船びき網と同じ区域でございます。入漁を希望する漁協は走島です。なお、備考欄に記載のとおり、許可申請にあたっては所属組合の意見書を添付すること、入漁操業時には香川県の指定する標識を掲げることが、条件として定められております。次に、きすさし網でございます。統数は48統、漁業時期は6月1日から7月31日まで、操業区域は六島南端、三崎突端、魚島北端を順次に結んだ線以北の海面。ただし、陸岸から1,000メートルの区域を除くところでございます。入漁を希望する漁協の内訳は、走島が40統、浦島が5統、鞆の浦が3統の計48統でございます。次に、さわら流しさし網でございます。統数は2統、漁業時期は4月20日から6月15日及び9月1日から11月30日まで、操業区域は瀬戸内海機船船びき網と同じ海域でございます。入漁を希望する漁協は走島でござ

います。次に、まながつお流しさし網でございます。統数は10統、漁業時期は6月1日から9月30日まで、操業区域は三崎突端から江ノ島南端見通し線以北と古三崎から田島東端見通し線以南の香川県海面でございます。入漁を希望する漁協は走島でございます。次に、いかなご込網でございます。統数は30統、漁業時期は3月1日から4月30日まで、操業区域は先ほどのきすさし網と同じ海域となっております。入漁を希望する漁協は走島でございます。次に、延なわでございます。統数は20統、漁業時期は1月1日から12月31日まで、操業区域は旧西讃海面（三豊市、観音寺市地先海面）となっております。入漁を希望する漁協の内訳は、吉和が10統、鞆の浦が10統の計20統でございます。最後に小型機船底びき網でございます。手繰第2種と手繰第3種あわせまして251統の入漁希望でございます。漁業時期は手繰第2種が1月1日から12月31日まで、手繰第3種が12月1日から翌年3月31日までとなっております。操業区域は六島南端から三崎突端を結んだ線以西並びに江ノ島南端と円上島北端を結ぶ線の中央点から三崎突端を見通す線以北の海面となっております。入漁を希望する漁協の内訳は、鞆の浦が67統、走島が40統、田島が25統、横島が32統、吉和が60統、尾道が2統、千年が9統、因島市が14統、浦島が2統で、今年度と同数の計251統でございます。

以上、広島海区から香川海区への入漁希望統数の合計は378統で、組合別の統数も今年度と同数でございます。説明は以上でございます。

北田議長（広島海区）

ありがとうございました。続いて、香川海区から入漁希望の説明をお願いします。

中山書記（香川海区）

香川海区事務局の中山よりご説明いたします。それでは、資料7頁目をご覧ください。香川海区から広島海区への入漁希望について、説明させていただきます。まず、瀬戸内海機船船びき網でございます。希望統数は27統でございます。漁業時期は7月1日から12月31日、操業区域は古三崎から田島東端見通し線と加治屋島高頂から百貫島高頂見通し線以南及び田島東端から江ノ島北端見通し線以东の広島県海面でございます。漁協は伊吹19統、三豊市1統、観音寺3統、西かがわ1統、三豊市3統でございます。続いて、流し刺し網でございます。さわら流し刺し網とまながつお流し刺し網でございますが、統数は19統、漁業時期はさわら流し刺し網が4月20日から6月20日、まながつお流し刺し網が6月21日から10月31日、操業区域は旧備後海区海面（三原市、尾道市、福山市地先海面。ただし、尾道市瀬戸田町地先海面を除く。）でございます。漁協は三豊市4統、西かがわ2統、観音寺6統、詫間1統、伊吹6統でございます。続いて、たこ壺漁業で、統数は9統、漁業時期は5月1日から12月31日、操業区域は田島東端から円上島見通し線以东の広島県海面、漁協は三豊市の9統でございます。次に、小型機船底びき網漁業の手繰第2種と手繰

第3種を合わせまして320統の希望でございます。漁業時期は手繰第2種が1月1日から12月31日、手繰第3種が12月1日から翌年3月31日、操業区域は手繰第2種が大飛島南端、走島南端、横島南端、百貫島高頂を順次結んだ線以南の広島県海面でございます。今回、手繰第3種の操業区域について変更がございます。先ほどの手繰第2種の区域に加え、下線で示しております「ただし、福山市走島、同市宇治島及び同市横島の距岸500メートル以内の海面を除く。」を追加してございます。これにつきましては、法改正による漁業調整規則改正に伴い、当該禁止区域が許可の制限措置に移行したため、広島県の漁業者の許可内容に合わせる形で表記を修正するものでございまして、内容は従来のおりとなっております。漁協は三豊市、観音寺市内の各漁協でございます。続いて、ごち網でございます。希望は3統、漁業時期は4月20日から5月31日、操業区域は旧備後海区海面（三原市、尾道市、福山市地先海面。ただし、尾道市瀬戸田町地先海面を除く。）でございます。漁協は詫間2統、三豊市1統でございます。最後に、いかなご袋待網でございます。希望は8統、漁業時期は3月1日から3月31日、操業区域は旧備後海区海面でごち網と同様でございます。漁協は詫間、三豊市合計で8統でございます。なお、備考欄にお示ししておりますが、詫間9統、三豊市4統のうちで8統ということになっております。右の欄に、それぞれの漁業の令和3年度実績を示しております。

令和4年度の希望は合計で386統でございまして、入漁希望数、漁業時期ともに、令和3年度と同様でございます。小型機船底びき網漁業の操業区域について、先ほどご説明した変更箇所がございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

北田議長（広島海区）

ただいま、両県からの入漁希望についての説明がございました。それでは、審議に入ります。委員の皆様のご意見ご質問をお願いいたします。

北田議長（広島海区）

両県の委員様、ご意見はありませんか。

委員一同（広島・香川海区）

異議なし。

北田議長（広島海区）

それでは、無いようでございますので、採決に入ります。第3号議案「令和4年度における各種漁業の入会調整について」は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員一同（広島・香川海区）

（全員挙手）

北田議長（広島海区）

ありがとうございます。全員賛成ということなので、第3号議案は原案のとおり決

定させていただきます。

北田議長（広島海区）

続いて、その他でございますが、委員の皆様、何かございますか。

委員一同（広島・香川海区）

ありません。

北田議長（広島海区）

無いようであれば、これで本日の連合海区漁業調整委員会を終了させていただきます。円滑な議事の進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。

（終了時刻：午後2時38分）

上記のとおり議事の顛末を記し、事実と相違ないことを証する。

令和4年2月10日（木）

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員